

表題（雪に関する報償金制度）

副題（～雪との共生～）

著者名 弘前市 建設部 建設政策課 佐藤光麿

1. 弘前市の概要

弘前市は、青森県の南西部、津軽平野の南部に位置する盆地状の内陸型地域で、総面積は 524.12 km²、人口は 176,401 人（H28. 1 月末）です。

「お城とさくらとりんごのまち」といわれている弘前市は、弘前藩 10 万石の城下町として栄えた歴史と伝統・文化のある街です。

昨年「お城の曳家」でマスコミを賑わした弘前城天守ですが、1627 年 9 月 5 日、落雷による火災で 5 層の弘前城天守閣が焼失しました。この年は元旦から大風が吹き、2 月には、大地震があり、6 月には稲虫が大発生、7 月には碓ヶ関古懸の不動尊が汗をかくなどの異変が立て続けに起こっていました。これは何かの祟りではと、2 代藩主津軽信牧公は、幕府の政治顧問で天台宗の天台大僧正に相談し、「弘前」と改名したといわれています。現在の 3 層の弘前城天守は 1811 年に 9 代藩主津軽寧親公によって完成しました。

弘前市の西には、「津軽富士」と称される青森県最高峰の岩木山（標高 1,625 ㍎）があります。しばしば「お」をつけて「お岩木山」とも呼ばれ、日本百名山および新日本百名山にも選定されています。



岩木山（「おいわきやま」とも呼ぶ）

2. 弘前市雪対策総合プランの基本方針

当市では、平成 23・24 年度の 2 年連続の豪雪により、市民生活はもとより、農業や観光等、地元産業にも大きな影響を被りました。

一方、社会・経済情勢においては、少子高齢化や高度情報化の進展、個人の価値観やニーズの多様化、自動車利用率の

増加など、状況が変化してきています。

このような中、雪対策は、これまでのような重機による除排雪だけでは限界があり、市民のアンケート調査でも、雪対策に関する行政への満足度が低い状況にあります。

平成 25 年 3 月に策定した「弘前型スマートシティ構想」の中では、積雪寒冷地において安心して快適に生活できるよう、「雪の克服」から一歩進んだ「雪との共生」を方針の 1 つとして、雪対策の充実を目指すこととしました。

そのためには、総合的な雪対策が必要であり、除排雪、消融雪の効率化などハード面だけでなく、雪対策に利用できる既存施設の活用や雪置き場として市内の空き地の利用、さらに地域住民のコミュニティによる除排雪活動等の実現、また利雪・親雪による市民と行政の対話を基本にした意識改革など、ソフト面での雪対策に取り組むことにより、より大きな雪対策効果を目指す必要があります。

このようなことから、平成 26 年 3 月策定の「弘前市雪対策総合プラン」では、

「安心して快適な活気あふれる

雪との共生を目指したまちづくり」

を基本方針としました。

3. 雪に関する報償金制度

冬期間における快適な市民生活の確保を目的に、町会等の活動に対して報償金を交付し、機械除雪が困難な道路における交通の確保を図っています。また弘前大学ボランティアセンターの「雪かたづけ隊」活動にも取り組んでいます。

（1）町会等除雪報償金

道幅が狭いため、市の除雪作業が行えない生活道路の除雪を行う町会等に対して、報償金を支給するものです。

- ・実施主体 町会・地域団体等
- ・対象となる道路 市が除雪作業を行わない生活道路
- ・平成 27 年度実績 実施町会 32 町会
(延長 8,856m、1,594,080 円)

（2）地域除雪活動支援事業

町会等が個人所有の小型除雪機等を利用し、市の除雪作業に伴う寄せ雪によって道幅が狭くなった生活道路の拡幅や排雪を行う除雪活動に対して、報償金を支給する事業です。

- ・実施主体 町会・地域団体等

- ・対象となる道路 市が除雪作業を行う生活道路
- ・支給対象 小型除雪機の燃料費、及び除雪機械の燃料費と損害保険料
- ・平成 27 年度実績 実施町会 7 町会
(延長 76,694m、従事者数 82 人)

(3) 小型除雪機貸出制度

生活道路や通学路などの除雪を行う町会等に対して、小型除雪機（ハンドガイド）の貸出を行う制度です。

- ・実施主体 町会・PTA等
- ・対象となる道路 市道、県道、農道ほか
- ・平成 27 年度実績 稼働台数 66 台（64 町会）

(4) 町会雪置き場事業

住宅地などで雪置き場の不足を解消するため、地域住民のための雪置き場として空き地を無償で提供した場合、この土地に係る翌年度の固定資産税及び都市計画税の 3 分の 1 以内を減免する事業です。

- ・空き地面積 概ね 200 m²以上の宅地
- ・利用期間 12 月 1 日～翌 3 月 31 日まで
- ・平成 27 年度実績 実施町会 24 町会
(34 箇所、12,161 m²)

なお事業の条件として、空き地提供の際は、地元の町会長と貸借契約を結ぶこと、また雪解け後の空き地の清掃は、町会で行うこととしております。



4. 今後の取り組み

今後は、地域住民のコミュニティが主体となった除排雪活動等の拡大に向け、「町会等除雪報償金」や「地域除雪活動支援事業」を住民に周知していくとともに、担い手の確保や育成をより一層推進することで、地域住民による共助を進め、「安全で快適な雪国の暮らし」が実現できるよう、取り組んでまいります。



自由ヶ丘町会雪置き場

(5) 『雪かたづけ隊』による通学路等の除雪

例年除雪の寄せ雪により、大きな雪山ができる場所では、歩行者は車道を歩かなければならない状態となるため、子供たちが安全に通行できるように、平成 23 年度から弘前大学ボランティアセンターの『雪かたづけ隊』が中心となって、地域住民と市職員による通学路の除雪作業を毎年実施しています。